

本邦研修に関する特例措置関連経費について

2023年4月29日より、政府の水際対策が見直されたことを受け、研修員の特例措置関連経費の取扱いについて整理しました。

特例措置関連経費として計上できるのは下表の項目です。いずれも、政府等公的機関が実施を定めているもののみが支払いの対象となります。以下、【留意事項】を踏まえつつ、2.(5)のフローチャートを活用し、正確な経費計上をお願いします。

【表】特例措置関連経費として計上できる項目

場所	時期	特例措置関連経費	金額	提出書類	備考	
現地	出国前	PCR検査関連費用	実費	領収書	PCR検査に伴う宿泊費、陰性証明書発行料も請求可能です。	
		その他必要書類の取得費用	実費	領収書		
日本	帰国前	PCR検査関連費用	実費	領収書、現地政府の指示（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・現地政府指示により、帰国前検査が必要な場合。 ・陰性証明書発行料も請求可能です。 	
		その他必要書類の取得費用	実費	領収書、現地政府の指示（写）		
現地	帰国後	現地での一時隔離関連経費	PCR検査関連費用	実費	領収書、現地政府の指示（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・現地政府指示により、実施が義務付けられている場合。 ・空港から隔離施設までの交通費です。 ・契約時に設定がない場合は、打合簿にてJICA在外事務所や相手国政府の旅費規程、現地の物価水準に見合った金額を定め、定額の渡切単価を設定する。 ・隔離期間が分かる本邦研修の予定表などを提出ください。
			交通費	実費	領収書、本邦研修の予定表、現地政府の指示（写）	
			宿泊費	実費	領収書、本邦研修の予定表、現地政府の指示（写）	
			日当	契約単価	本邦研修の予定表	

【留意事項】

1. 現地での一時隔離関連経費

- (1) 現地での一時隔離関連経費は、受託者や研修員の自主判断ではなく、先方政府が求めた場合にのみ負担します。
- (2) 隔離期間は、各国の「隔離期間」の定義に合わせてください。

2. 宿泊費・生活費・日当

- (1) 政府が費用負担をしているのに JICA にも請求するといった、二重請求は厳禁です。
- (2) 従って、政府から宿泊施設や食事、移動手段等の現物支給があった場合、これらを差し引いた金額で計上ください。
- (3) 隔離期間中に宿泊料が発生しない自宅、親族宅等に滞在する場合は、日当・宿泊料の支給は対象外となります。
- (4) 研修員の旅費単価の考え方は以下表の通り。

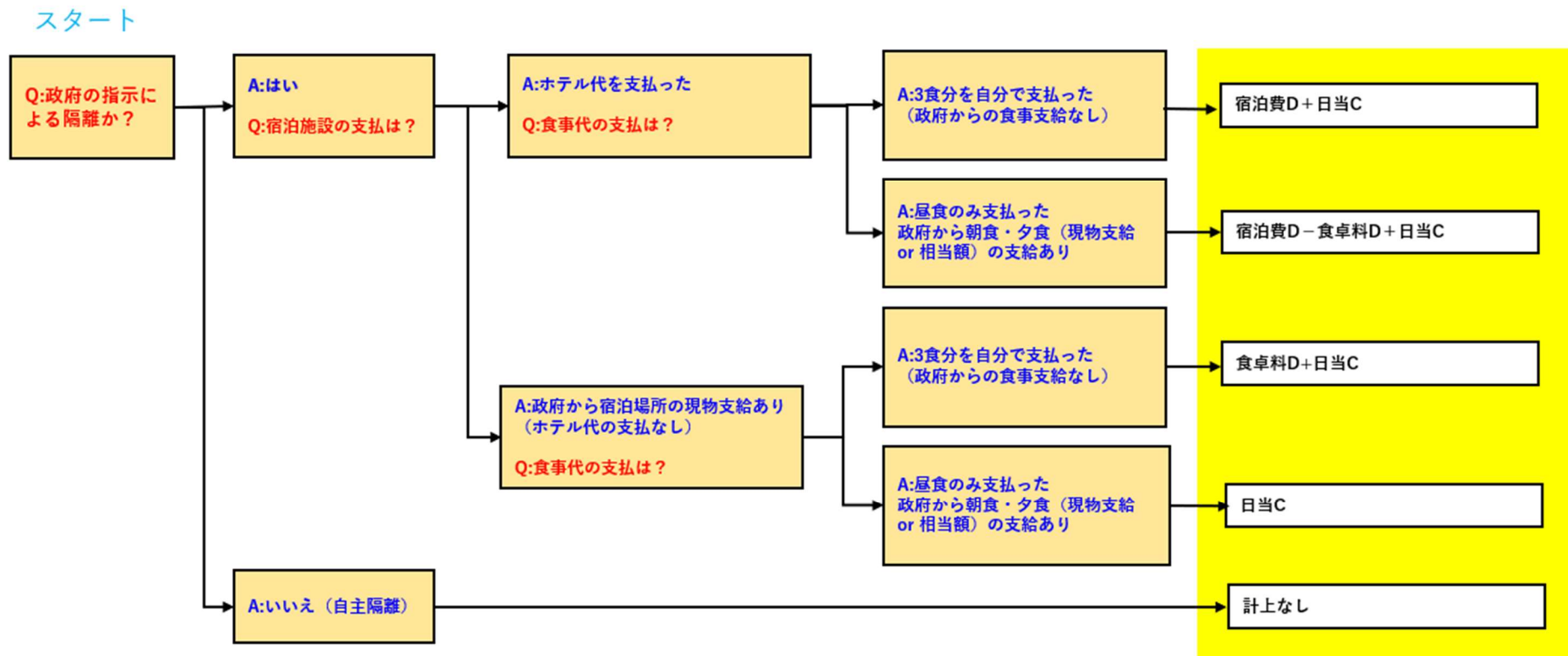
研修員の旅費単価

[税抜]

現地	宿泊費D	素泊まり費用		実費	宿泊費D÷2
		宿泊に伴う諸雑費			
		食卓料D	朝食代 夕食代		宿泊費D÷2
	日当C	昼食や少額交通費といった諸雑費		契約単価（契約時に設定がない場合は、打合簿にてJICA在外事務所や相手国政府の旅費規程、現地の物価水準に見合った金額を定め、定額の渡切単価を設定する）	

(5) 以下フローチャートを参考に、計上できる費用をご確認下さい。

研修員の一時隔離関連経費確認フローチャート



3. 交通費

現地における隔離施設から研修生の自宅までの交通費は、特例措置関連経費の対象外です。(通常、空港から研修生の自宅までの交通費は、契約時に事業費として計上しているため。)

以上